立川市における東京都主任介護支援専門員研修受講者推薦基準

第１　目的

　この基準は、「東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱」（平成１８年８月２２日付１８福保高介第３７３号。以下「都実施要綱」という。）に基づき、立川市が東京都主任介護支援専門員研修の受講者を推薦するうえで必要な事項について定める。

第２　対象者

　都実施要綱３に定める要件を満たす者とする。

第３　推薦基準

　次に掲げる要件のうち、１必須要件の全て、及び２推奨要件のうち１つ以上に該当し、本研修の修了後、地域の中核となって活躍しうる高い能力及び意欲があり、総合的な活動状況が推薦に該当すると立川市が認めた者を東京都へ推薦する。

１ 必須要件

（１）勤務する事業所等の要件

ア　勤務している事業所の実地検査（都、保険者の実地指導等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること

　　　　なお、実地検査等の結果、報酬の返還が発生している場合、その報酬の返還が完了していること

イ　特定事業所集中減算に該当していないこと（居宅介護支援事業所に限る）

　　ウ　集団指導等に参加していること

（２）受講を希望する介護支援専門員の要件

　　ア　東京都の定める受講要件を満たし、提出書類に不備がないこと

　　イ　立川市内での実務経験が２年程度以上あること

ウ　地域包括支援センター又は関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当したことがあること（地域包括支援センターに所属する介護支援専門員については、困難事例のケアマネジメントを担当又は支援したことがあること）

エ　立川市及び地域包括支援センター等が行う研修、連絡会、事例検討会、情報交換会、地域連携会議及びケアプラン点検等に積極的に協力・参加していること

　　オ　当該研修修了後、最低１年間は、引き続き市内の事業所等で勤務する予定があること

（３）（１）イ又は（２）イを満たさない場合でも、特別に推薦すべきと判断する場合は、推薦できるものとする。

２ 推奨要件

1. 研修会、事例検討会、ネットワーク作りのための情報交換会、地域連携会議等の企画・運営等に携わったことがあること

（２）医師・看護師・理学療法士等その他様々な職種と連携したケアマネジメントを実践したことがあること

（３）インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源と連携し、それらを活用したケアマネジメントを実践したことがあること

（４）勤務する事業所において、指導的な立場にあり、他の介護支援専門員に対し、助言・指導を行っていること

第５　選考（審査）

　審査は、提出書類により、推薦を受けようとする者の考え方、資質、活動意欲及び活動状況、並びに地域包括支援センターの意見等を踏まえ推薦する者を決定し、順位付けを行ったうえで、東京都へ推薦する。

第６　研修修了後の協力等

　１ 推薦を受けようとする者が、立川市の推薦を受けて本研修を修了したときは、以下の協力等を行う。

　（１）立川市及び地域包括支援センター等が行う研修、連絡会、事例検討会、情報交換会、地域連携会議及びケアプラン点検等、主任介護支援専門員の役割を担う事業に積極的に参加、協力すること。

　（２）立川市居宅介護支援事業所連絡会が行う活動、事業の企画・運営及び講師依頼等に可能な限り協力すること。

　（３）支援困難事例の受入れに積極的に取り組むこと。

　（４）地域のニーズ、課題等を把握し情報共有を図るとともに、介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担うこと。

　２ 前項に規定する協力等について、推薦を受けようとする者は、法人と十分に協議し、法人がその活動に配慮する旨の同意を得ること。

　３ 主任介護支援専門員研修修了者として、地域包括支援センター及び介護サービス事業者等への情報提供に同意すること。

　４ 勤務先の変更・退職時等には、立川市の主任介護支援専門員担当までその旨を連絡すること。

第７　情報の非開示

　この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

第８　雑則

　この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

　この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

　この基準は、令和２年４月１日から施行する。